

公開用

積 算 基 準

(設計単価編)

令和4年10月1日

千 葉 県

積算基準対照表

(千葉県)

令和4年度

千葉県積算基準について

1. 適用

千葉県の河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、下水道管渠、港湾・漁港工事その他に類する工事における土木請負工事工事費の積算は、できる限り国土交通省土木工事積算基準書等に準拠して行うものとする。

千葉県の測量業務、地質調査業務、設計業務、調査、計画業務における積算は、できる限り国土交通省設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）に準拠して行うものとする。

なお、「国土交通省所管等」の名称については、「千葉県」と読み替えるものとする。

積算基準は工事の各施工法を設定したうえで、その標準的な歩掛を示したものであり、通常の場合は国土交通省の積算基準によるものとするが、現場条件等により適切な範囲で標準以外とすることができる。

積算基準対照表

(土木工事標準積算基準書 共通編)

令和4年度

修正内容

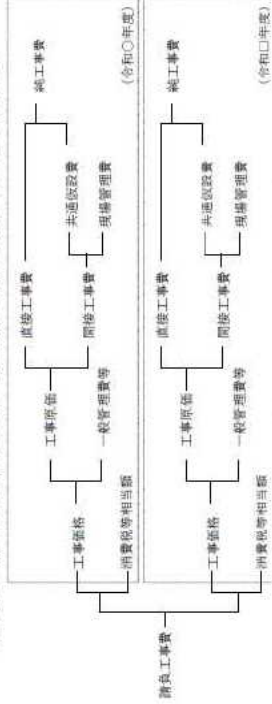
1-1-②-2

(3) 維持工事（複数年
度の国債工事）
を維持工事（複数年
度の国債工事）に
変更

土木工事標準積算基準書

(3) 維持工事（複数年の国債工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事とした維持的工事を複数年に渡って工
期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年度の例）



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区
分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①
直接工事費」による。
- (2) 間接工事費
1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、
それぞれの構成する費目について積算するものとする。
- 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積
算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。
- (イ) 運輸費
(ロ) 準備費
(ハ) 事業損失防止施設費
(ニ) 安全費
(ホ) 役務費
(ヘ) 技術管理費
(ト) 営繕費
- 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章
工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。



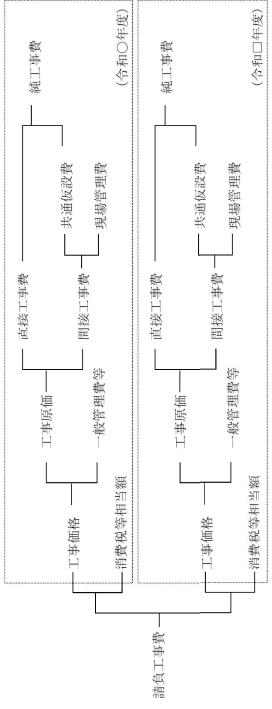
- (4) 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税
等相当額」の「② 消費税等相当額」による。

1-1-②-2

千葉県

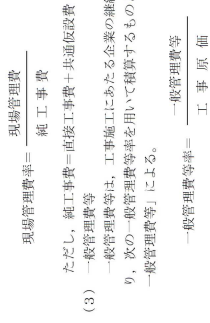
(3) 維持工事（複数年の債務負担工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事とした維持的工事を複数年に渡って工
期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年度の例）



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区
分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①
直接工事費」による。
- (2) 間接工事費
1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、
それぞれの構成する費目について積算するものとする。
- 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積
算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。
- (イ) 運輸費
(ロ) 準備費
(ハ) 事業損失防止施設費
(ニ) 安全費
(ホ) 役務費
(ヘ) 技術管理費
(ト) 営繕費
- 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章
工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。



- (4) 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税
等相当額」の「② 消費税等相当額」による。

1-1-②-2

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
I-2-①-1	第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。 (2) 価格 価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び搬入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。 なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、異別単価、異別単価をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実額の価格を反映するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工事件等から下記によりがたい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。 1) 局設定単価による場合 (イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。 局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。 2) 物価資料による場合 (イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（建設物価）、「積算資料」に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 <例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円（有効桁3桁） 積算資料 34,000 円（有効桁2桁） 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て） <例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のため3桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円（有効桁2桁） 積算資料 570 円（有効桁2桁） 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て） (ロ) 公表価格として掲載されている資料価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資料は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3) 局特別調査単価（定期調査）による場合 (イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。 (局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。) 4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合 (イ) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。	第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。 (2) 価格 価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び搬入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。 なお、詳細については、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。 削除
		I-2-①-1

なお、簡略調査（臨時費）は、各事柄において資材価格が必要な資料（1 事柄のみに必要となる）も含むものとする。

(ロ) なお、1 工事において調査価格（材料単価×使用数量）が 100 万円未満の場合、かつ 1 資材の材料単価が 10 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを使用する場合の手順は、次に示すものとする。

① 調査価格（材料価格×使用数量）が、100 万円未満であるか 100 万円以上であるかの判断をするために、発注担当課長から参考見積りを 3 社に依頼し、見積り（100 万円未満、かつ 1 資材の材料単価が 10 万円未満）又は簡略調査（100 万円以上、または 1 資材の材料単価が 10 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の 1 資材に複数の価格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の業績や「簡略価格」及び「標準資料」の類似品目の材料単価から価値可能であれば、参考見積りを要する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は発注引価格であることを確認する。

③ 正式見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。

④ 簡略に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最相対価格を採用する。

5) 価格変動が著しい場合、主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の連絡」価格を採用する。

2 歩

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労働・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として 3 社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最相対の歩掛を採用する。ただし、変更見積りは施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労働の費用とし、その算定は次の Q1 及び Q2 によるものとする。

(1) 所要人員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8 時～17 時）を超えて、作業を計画する場合に以下とする。

(イ) 深夜時間（22 時～5 時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 時～17 時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務 4 時間を超えるごとに 30 分の休憩を与えるものとする。

2) 2 交代、3 交代を計画する場合、所定労働時間（8 時）＋休息時間（1 時）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22 時～5 時）にかかると時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.35）を加算するものとする。

削除

2 歩

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労働・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として 3 社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最相対の歩掛を採用する。ただし、変更見積りは施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労働の費用とし、その算定は次の Q1 及び Q2 によるものとする。

(1) 所要人員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8 時～17 時）を超えて、作業を計画する場合に以下とする。

(イ) 深夜時間（22 時～5 時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 時～17 時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務 4 時間を超えるごとに 30 分の休憩を与えるものとする。

2) 2 交代、3 交代を計画する場合、所定労働時間（8 時）＋休息時間（1 時）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22 時～5 時）にかかると時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.35）を加算するものとする。

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
I-2-①-4 5 諸経費及び端数処理 (2) 端数処理 3) 文言削除	4 直接経費 直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の①から③までによるものとする。 (1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び頒出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。 (2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。 (3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(付材料費、労務費を除く。)で、その算定は諸員工事機械諸費積算要領に基づいて積算するものとする。 5 諸経費及び端数処理 (1) 諸経費 1) 諸経費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表 (イ) 単価表(歩掛表)に諸経費率があるもの 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸経費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表(歩掛表)に諸経費率がなく、端数処理のみの場合 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸経費」の名称で計上する。 3) 内取書 諸経費は計上しない。 (2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。 また、内取書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。 3) 土木工事標準単価は、同工種かつ物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。 4) 共通施設費の単計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 6 注意事項 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸経費について 諸経費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の整理を避けるため単計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 (2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。	4 直接経費 直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の①から③までによるものとする。 (1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び頒出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。 (2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。 (3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(付材料費、労務費を除く。)で、その算定は諸員工事機械諸費積算要領に基づいて積算するものとする。 5 諸経費及び端数処理 (1) 諸経費 1) 諸経費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表 (イ) 単価表(歩掛表)に諸経費率があるもの 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸経費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表(歩掛表)に諸経費率がなく、端数処理のみの場合 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸経費」の名称で計上する。 3) 内取書 諸経費は計上しない。 (2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。 また、内取書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。 3) 共通施設費の単計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 4) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 5) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 6 注意事項 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸経費について 諸経費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の整理を避けるため単計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 (2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。

I-4-①-2

2 共通仮設費の調整計算の方法
(3) 調整計算の方法
(総合契約単価合意方式以外の場合に適用) の文言削除

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

1) 運搬費

実態に合わせて調整する。

2) 事業損失防止施設費

実態に合わせて調整する。

3) 安全費

実態に合わせて調整する。

4) 技術管理費

実態に合わせて調整する。

5) 営繕費

実態に合わせて調整する。

6) その他の共通仮設費

実態に合わせて調整する。

(2) 単計算部分

1) 工場の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法 (後継契約単価合意方式以外の場合に適用)

現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので事を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工種の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工種の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合は、次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合は共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工種の共通仮設費

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

1) 運搬費

実態に合わせて調整する。

2) 事業損失防止施設費

実態に合わせて調整する。

3) 安全費

実態に合わせて調整する。

4) 技術管理費

実態に合わせて調整する。

5) 営繕費

実態に合わせて調整する。

6) その他の共通仮設費

実態に合わせて調整する。

(2) 単計算部分

1) 工場の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法

現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので事を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工種の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工種の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合は、次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合は共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工種の共通仮設費

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
I-4-①-3 2 共通仮設費の調整計算の方法 (4) 現場環境改善費の(総合契約単価合意方式以外の適用)を削除 (5) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法を削除	$\beta 2 = \beta ② \cdot S \cdot r$ ②：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率(%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ②$：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (4) 現場環境改善費(仮設関係係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ① 積上げ計算部分 実額に合わせ調整する。 ② 調整計算の方法(単計算部分) (イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合 $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ A：当該追加工事の現場環境改善費 B：現工事の現場環境改善費対象額 D：合算工事の現場環境改善費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する現場環境改善費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の現場環境改善費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単価計算 (5) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法 総合契約単価合意方式の対象工事の場合、「総合契約単価合意方式実施要綱」及び「総合契約単価合意方式実施要綱の解説」に基づき行うものとする。 なお、当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)が、当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。	千葉県 $\beta 2 = \beta ② \cdot S \cdot r$ ②：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率(%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ②$：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (4) 現場環境改善費(仮設関係係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ① 積上げ計算部分 実額に合わせ調整する。 ② 調整計算の方法(単計算部分) (イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合 $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ A：当該追加工事の現場環境改善費 B：現工事の現場環境改善費対象額 D：合算工事の現場環境改善費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する現場環境改善費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の現場環境改善費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単価計算

修正内容

土木工事標準積算基準書

千葉県

I-4-①-4

3 現場管理費の調整計算の方法
(2) 調整計算の方法
(総合契約単価合意方式以外の場合に適用)の文言を削除

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 工種の適用
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法（総額契約単価合意方式以外の場合に適用）
現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。
$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費
B：現工事の純工事費
D：合算工事の総金額
 $\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率
 $\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率
ただし、前記計算の場合において、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。
2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合
$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率
(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合
$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費
 $\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合
$$A \leq (D \times (\beta 1 + \gamma 3)) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

 $\gamma 3$ ：Dに相当する現場管理費補正率
 $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合において、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。
また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。
$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費
B：現工事の純工事費
C：当該追加工事の調整後の純工事費
D：合算工事の総金額
 $\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$ 、 $S r \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）
なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率
ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

$S r \textcircled{1}$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
 $S r \textcircled{2}$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数
 $S r \textcircled{3}$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数
なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$$I-4-①-4$$

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 工種の適用
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法
現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。
$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費
B：現工事の純工事費
D：合算工事の総金額
 $\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率
 $\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率
ただし、前記計算の場合において、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。
2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合
$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率
(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合
$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費
 $\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合
$$A \leq (D \times (\beta 1 + \gamma 3)) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

 $\gamma 3$ ：Dに相当する現場管理費補正率
 $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合において、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。
また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。
$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費
B：現工事の純工事費
C：当該追加工事の調整後の純工事費
D：合算工事の総金額
 $\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$ 、 $S r \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）
なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率
ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

$S r \textcircled{1}$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
 $S r \textcircled{2}$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数
 $S r \textcircled{3}$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数
なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$$I-4-①-4$$

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
I-4-①-5 3 現場管理費の調整計算の方法 (3) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法を削除 4 一般管理費等の調整計算の方法 (1) 調整計算の方法 (総合契約単価合意方式以外の場合に適用)の文言を削除 (2) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法を削除	$\beta 2 = \beta ② \cdot S \cdot r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率 $\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。) ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で算出された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (3) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法 削除 総合契約単価合意方式の対象工事の場合、『締結契約単価合意方式実施要領』及び『締結契約単価合意方式実施要領の解説』に基づき行うものとする。 なお、当該追加工事の現場管理費 (調整計算額) が、当該追加工事単価で算出された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (4) 一般管理費等の調整計算の方法 (1) 調整計算の方法 (該施設が単価合意方式以外の場合に適用) 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。 $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率 $\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率 β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正係数 $\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (4) 総合契約単価合意方式における調整計算の方法 総合契約単価合意方式の対象工事の場合、『締結契約単価合意方式実施要領の解説』に基づき行うものとする。 なお、当該追加工事の一般管理費等 (調整計算額) が、当該追加工事単価で算出された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 削除	$\beta 2 = \beta ② \cdot S \cdot r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率 $\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。) ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単価で算出された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 4 一般管理費等の調整計算の方法 (1) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。 $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 $\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率 $\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率 β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正係数 $\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
I-4-③-1 ③工事請負契約書第25条(スライド条項)の減額となる場合の適用についての工事請負契約書第25条を建設工事請負契約書第26条に修正	③ 工事請負契約書第25条(スライド条項)の減額となる場合の適用について 1 適用対象工事 (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上変化しているときと予想されること。なお、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事業が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。) (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。 (3) 適用対象工事の確定時期は、12月経過時、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械賃料改訂時を確定時期とする。 (4) 施工工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。 2 スライド額の算定 (1) 発注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。 $S = [P_1 - P_2] \div (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$ $S : \text{スライド額}$ $P_1 : \text{請負代金から出資形部分に相当する請負代金を控除した額}$ $P_2 : \text{変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した} P_1 \text{に相当する額}$ $(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{賃利率}, Z : \text{積算額})$ (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通設備費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。 また、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事業が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。) (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。 3 残工事業の算定 (1) 基準日における残工事業を算定するために行う出来形数量の確定は、数量総括表に対応して出来形確定を行うものとする。 (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事業についてはスライドの対象とする。 (3) 現場輸入材料については、設定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。 1) 工場製作品品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確認が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。 2) 基準日以前に配属者の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。 4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。 5) 出来形数量の計上方法については、甲側に数量がない場合は、乙側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。 4 物価指数等 甲としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、乙の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。	③ 建設工事請負契約書第26条(スライド条項)の減額となる場合の適用について 1 適用対象工事 (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上変化しているときと予想されること。なお、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事業が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。) (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。 (3) 適用対象工事の確定時期は、12月経過時、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械賃料改訂時を確定時期とする。 (4) 施工工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。 2 スライド額の算定 (1) 発注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。 $S = [P_1 - P_2] \div (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$ $S : \text{スライド額}$ $P_1 : \text{請負代金から出資形部分に相当する請負代金を控除した額}$ $P_2 : \text{変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した} P_1 \text{に相当する額}$ $(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{賃利率}, Z : \text{積算額})$ (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通設備費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。 また、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事業が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。) (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。 3 残工事業の算定 (1) 基準日における残工事業を算定するために行う出来形数量の確定は、数量総括表に対応して出来形確定を行うものとする。 (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事業についてはスライドの対象とする。 (3) 現場輸入材料については、設定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。 1) 工場製作品品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確認が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。 2) 基準日以前に配属者の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。 4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。 5) 出来形数量の計上方法については、甲側に数量がない場合は、乙側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。 4 物価指数等 甲としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、乙の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

④工事請負契約書第25条
第5項
現行運用に記載変更

④ 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

- 1 主要な工事材料
 - (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額の積算代金額の100分の1に相当する金額を認めるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼材}} = M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} - M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} \\ \text{変動額}_{\text{燃料油}} = M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} - M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times \text{消費税率} \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} = \{ p'_1 \times D'_1 + p'_2 \times D'_2 + \dots + p'_n \times D'_n \} \times k \times \text{消費税率} \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} : M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 \\ p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 \\ p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 \\ D : 4.の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量 \\ k : 増税率 \\ \text{消費税率} : 1 + \text{消費税率} (\%) / 100$$
 - (2) (1)に規定する「積算代金額」は、積算代金の部分私をした工事においては、積算代金額から当該部分私の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工事部品(以下「出来形部分等」という。)に相当する積算代金相当額を控除した額とする。ただし、積算代金の部分私のための既設部分検査に合格した旨の工事請負契約書第37条第3項に規定する通知の書面において、6.の規定により、甲又は乙は当該部分私の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができ旨を記載した場合は、積算代金額から部分私の対象となった出来形部分等に相当する積算代金相当額を控除しない額とする。
- 2 スライド額の算定
 - (1) 積算代金の変動額(以下「スライド額」という。)の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} - M_{\text{鋼材}}^{\text{計}}) + (M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} - M_{\text{燃料油}}^{\text{計}}) - P \times 1/100 \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times \text{消費税率} \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} : M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} = \{ p'_1 \times D'_1 + p'_2 \times D'_2 + \dots + p'_n \times D'_n \} \times k \times \text{消費税率} \\ S : \text{スライド額} \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} : M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 \\ p : 設計時点における各対象材料の単価 \\ p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価 \\ D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量 \\ k : 増税率 \\ P : 1.に規定する積算代金額 \\ \text{消費税率} : 1 + \text{消費税率} (\%) / 100$$
 - (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ 又は $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ に代えてこの鋼材類の実際の購入金額を(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ に代えてこの燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
 - (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
 - 1) 5.の規定により承認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
 - 2) 5.の規定により承認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

④ 建設工事請負契約書第28条第5項(単品スライド条項)の運用について

1. 主要な工事材料
 - (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事の主として用いられている鋼材類、燃料油又はその他の工事材料をいう。
 - 2 適用対象工事
 - (1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額の積算代金額の100分の1に相当する金額を認めるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{\text{鋼材}} = | M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} - M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} | \\ \text{変動額}_{\text{燃料油}} = | M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} - M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} | \\ \text{変動額}_{\text{その他}} = | M_{\text{その他}}^{\text{現}} - M_{\text{その他}}^{\text{計}} | \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税の税率}/100) \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} : M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} = \{ p'_1 \times D'_1 + p'_2 \times D'_2 + \dots + p'_n \times D'_n \} \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税の税率}/100) \\ M_{\text{その他}}^{\text{現}} : M_{\text{その他}}^{\text{現}} : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の金額 \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{計}} : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の金額 \\ M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} : M_{\text{燃料油}}^{\text{計}} : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の金額 \\ p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の単価 \\ p' : 4.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の単価 \\ D : 5.の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の数量 \\ k : 増税率$$
 - (2) 積算代金の部分私をした工事における(1)に規定する「積算代金額」は、当該工事の積算代金額から当該部分私の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工事部品(以下「出来形部分等」という。)に相当する積算代金相当額を控除した額とする。ただし、積算代金の部分私のための既設部分検査に合格した旨の建設工事請負契約書第38条第3項に規定する通知の書面において、7.の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分私の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができ旨を記載した場合には、積算代金から当該部分私の対象となった出来形部分等に相当する積算代金相当額を控除しない額とする。
3. スライド額の算定
- (1) 積算代金の変動額(以下「スライド額」という。)の算定は、2. (1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料が該当する各工事材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{鋼材}} = (M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} - M_{\text{鋼材}}^{\text{計}}) + (M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} - M_{\text{燃料油}}^{\text{計}}) + (M_{\text{その他}}^{\text{現}} - M_{\text{その他}}^{\text{計}}) - P \times 1/100 \\ S_{\text{燃料油}} = (M_{\text{燃料油}}^{\text{現}} - M_{\text{燃料油}}^{\text{計}}) + (M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} - M_{\text{鋼材}}^{\text{計}}) + (M_{\text{その他}}^{\text{現}} - M_{\text{その他}}^{\text{計}}) + P \times 1/100 \\ S_{\text{その他}} : \text{スライド額 (増減必要の場合)} \\ S_{\text{鋼材}} : \text{スライド額 (増減必要の場合)} \\ M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : M_{\text{鋼材}}^{\text{現}} : 2. (1) に同じ \\ P : 2. に規定する積算代金額$$
 - (2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を各対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ 、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ 又は $M_{\text{その他}}^{\text{現}}$ を下回る場合にあっては、(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ に代えてこの鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{その他}}^{\text{現}}$ に代えて受注者の他の工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
 - (3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ 、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ 又は $M_{\text{その他}}^{\text{現}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、(1)に規定する書面により、実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ 、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ 又は $M_{\text{その他}}^{\text{現}}$ であることを証明する書面を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼材}}^{\text{現}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{現}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{その他}}^{\text{現}}$ に代えて受注者のその他の工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。